

Drive Free Wi-Fi Powered by Wi2 設置規約(受益者負担事業用設備設置規約)

株式会社どこよりも(以下、「当社」という。)は、Drive Wi-Fi Powered by Wi2設置規約(以下、本規約といいます。)を定め、これにより株式会社ワイ・アンド・ワイヤレス(以下、「Wi2社」という。)が運営する公衆無線LANサービス用の無線基地局の設置を申し込む者とDrive Wi-Fi Powered by Wi2設置規約設置契約を締結しを締結し、公衆無線LANサービス用の無線基地局の開設を行います。

(規約の適用等)

第1条

契約者は、この規約に基づき、電気通信事業法の事業用電気通信設備の運用に協力していただきます。

(規約の変更)

第2条

当社は、本規約を変更することがあります。この場合の条件は変更後の規約によります。

(用語の定義)

第3条

この規約において、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語	意味
Wi-Fi無線基地局設備	契約者の宅内等に設置する公衆無線LANサービス用の無線局設備で、接続回線と無線LANルータで構成された設備
Drive Wi-Fi Powered by Wi2設置規約	本規約に基づきWi2社が提供するAP設備によるWi-Fi無線基地局(Drive Wi-Fi Powered by Wi2)を開設する契約
契約者	当社とDrive Wi-Fi Powered by Wi2設置規約を締結している者
接続回線	契約者が設置しているインターネット回線でAP設備と接続できる電気通信回線設備
AP設備	契約者の宅内等、設置申し出の場所に設置する無線LANルータ(アクセスポイント設備:AP設備)

(契約の単位)

第4条

Drive Wi-Fi Powered by Wi2の設置は、Drive Wi-Fi Powered by Wi2設置規約に基づきます。契約者は1つの設置につき一人に限ります。

(契約申し込みができる者の条件)

第5条 (携帯電話事業者との契約)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、ワイヤレスデータ通信の提供を受けるため、携帯電話事業者の定める約款に基づき、契約者と携帯電話事業者との間で接続契約が締結され、本サービスの利用の終了により接続契約が解約されることを了承します。その場合、当社が当該接続契約の申込および解約を携帯電話事業者に取り次ぐものとします。なお、携帯電話事業者の定める約款は、現時点では、Xiサービス契約約款(平成22年12月経企第1063号)ですが、更新があった場合には更新後の約款に従います。なお、契約者において特段の手続きは不要です。

本サービスの設置に係る申し込みを行うことができる者は、次の各号のすべてを満たす者とします。

(1) 申し込みを行う者は接続回線の名義人と同一の者。

(2) AP設置場所に設置されている電気通信回線をWi-Fi無線基地局設備

の設置に係る接続回線として利用できる権利を有している者。

注:接続回線は契約者自らの通信とWi2社の公衆無線LANサービス用通信に共用することができます。

(3) 株式会社どこよりもがレンタルするAP設備を当社が無償で利用することを承諾する者。

(4) 設置契約を2年以上継続できる者。

(5) 設置場所に設置したAP設備を介した通信に対し、当社が通信履歴等の把握のため契約者に代わり

接続回線提供事業者に対して所要の情報照会等を行うことをあらかじめ承諾する者。

なお、契約者が当社の求めに応じて接続回線提供事業者に照会等を行う場合はこの限りではありません。

(設置契約の申し込み、記載事項の変更等)

第6条

設置契約の申し込みは当社が別に定める申込書に必要事項を記載の上行っていただきます。

申込書に記載されている内容に変更がある場合は遅滞なく当社に書面等により通知していただきます。

(申し込みの承諾)

第7条

1 当社は、設置契約の申し込みがあった時は、次の各号のすべてを満たす場合に限り、その申し込みを承諾します。

(1) 設置希望場所が当社の公衆無線LANサービス提供上適切であるとWi2社が判断する場所であること。

(2) AP設備の設置、撤去、維持、保守もしくは復旧の作業に当たって、Wi2社が設置場所にかかる土地、建物、その他工作物等に立ち入ることをあらかじめ承諾すること。

(3) 契約者が設置した接続回線をWi2社が無償で利用できること。

(4) AP設備の設置場所を当社Wi2社が無償で利用できること。

(5) Wi-Fi無線基地局設備に係る電気代を契約の申し込みを行う者(以下、「申込者」という。)が負担すること。

(6) 申込者が電気通信事業法等に規定する罰則の適用を受けたことがない、またはそのおそれがないこと。

(7) 公衆無線LANサービスの利用が可能である旨、申込者の営業上の名称、住所、電話番号等を用いて周知することに同意すること。

(8) その他当社の業務遂行上に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

注:申込者が設置場所の建物等の所有者または管理者(以下、「所有者等」という。)でない場合は、所有者等から、次のことについて、事前に承諾を取得してください。

① 当該場所にAP設備を設置し、当社が提供するサービスのAPを構築すること

② 事前調査および設備保守等の為、Wi2社等の関係者が当該場所に立ち入ること

③ AP設備の設置に伴い配線工事等が発生する場合は、Wi2社が配線工事等の実施すること

④ その他、当社が必要と判断する事項

(9) 申込者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいい、以下同じとする。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、以下同じとする。)、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者およびこれらの者と密接な関わりを有する者(以下、併せて「反社会的勢力」という。)ではないこと、ならびに自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者ではないこと。

2 設置契約は、当社が設置申し込みに係る承諾を申込者に通知した時点をもって成立するものとします。

3 当社は、第1項および第2項の規定にかかわらず、当社の電気通信設備の取扱上余裕がない時、その他当社が適切でないと判断した場合

には、その申し込みの承諾を延期することができます。

(契約期間)

第8条

設置契約の契約期間はAP設備の開通日から起算して2年間とします。契約者から期間満了の1ヵ月までに解約の意思表示がない場合は更に2年間の自動更新とし、以後も同様とします。

(AP設備の設置、運用)

第9条

Wi2社は、契約締結後、第6条に定める申込書に記載された内容に従つて当社指定のAP設備を契約者に提供し、Wi-Fi無線基地局として運用します。

この場合、AP設備の設置等はWi2社が定める方法により行い、契約者はこれに協力するものとします。

(AP設備等の費用負担)

第10条

- 1 契約者は当社との事前協議により第6条に定める申込書に記載されている費用と支払方法によりAP設備に係る費用を負担するものとします。契約者はAP設備の設置およびAP設備設置後の設備の移設等に係る実費相当額を負担するものとします。
- 2 前項の費用の支払いは、当社が契約者に請求し、消費税相当額が計算された請求額を第10条第1項の指定した方法により、当社が指定した期日までに、支払うものとします。
- 3 支払期日を経ても請求額の支払いがない場合は、当社に対し会員規約で定める遅延損害金を支払うものとします。

(契約者の法令等遵守義務)

第11条

- 1 契約者は、Wi2社が当該Wi-Fi無線基地局設備を運用保守することについて協力し、電気通信事業法および関連法令を遵守することとします。
- 2 AP設備の維持責任について、契約者は、善良なる管理者の注意をもって、次のことを遵守することとします。
 - (1) AP設備の電源の投入もしくは切断その他Wi2社の指示した操作を、契約者(契約者が指示した者を含む。)以外の者に行わせないこと。
 - (2) 当社の事前の承諾なく、AP設備の取り外し、分解もしくは損壊。
 - (3) 当社の事前の承諾なく、AP設備の設置場所を変更し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災等に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。
 - (4) AP設備の盗難、紛失もしくは毀損があったときは、速やかに当社に通知すること。
 - (5) AP設備の第三者への譲渡、転売および担保権を設定しないこと。
 - (6) その他善良なる管理者の注意を持ってAP設備を維持すること。

(電力の供給時間)

第12条

- 1 契約者は、AP設備設置工事および運用に必要な電力を供給するものとします。
- 2 AP設備への必要な電力供給は原則的に常時供給するものとします。ただし、契約者の営業時間外については供給を止めることができるものとします。この場合、事前に当社に通知するものとします。

(権利義務の譲渡の禁止)

第13条

契約者は、書面により事前に当社の承諾を得ることなく、設置契約に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

(契約解除)

第14条

- 1 契約者は、設置契約を解除しようとする時は、解除しようとする日の1ヵ月前までに書面により当社に通知するものとします。ただし、契約者は第8条に規定する2年間の契約期間を経過するまでは、原則設置契約の解除はできないものとします。
- 2 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告通知

等の手続きを要することなく、その設置契約を解除することができるものとします。

- (1) 設置申込に当たって当社に提出した設置契約の申込書等に虚偽または事実に反する記載があつたことが判明した時。
- (2) 第5条および第7条に規定する条件を満たさなくなつた時。
- (3) 当社に申し出のあつた接続回線の提供に係る契約の解除その他の理由により、設置場所において接続回線が利用できなくなつた時。
- (4) その他本規約の規定に違反したとき。
- (5) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始もしくは特別清算手続開始の申立がある等、契約者の資産、信用、支払能力等に重大な変更が生じた時。

(契約終了時の設置場所の原状回復の取り扱い)

第15条

契約期間の満了や契約期間内の契約解除に伴い、設置契約が終了したときは、設置場所の原状回復に係る費用は契約者が負担するものとします。

(AP設備の紛失等)

第16条

契約者は、AP設備の盗難、紛失等の場合は、当社指定のAP設備を実費相当額を負担して、設置するものとします。

(秘密の保持)

第17条

契約者は、設置契約の履行に関して知り得た当社の情報(AP設備に関する情報等も含む)を第三者に開示し、または設置契約の履行以外の目的で使用してはならないものとします。

(存続条項)

第18条

設置契約終了後も第7条第2項、第10条第3項、第13条、第15条及び第20条の定めは、有効に存続するものとします。

(合意管轄)

第19条

本規約に関して訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第20条

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

この規約は、平成28年12月1日から実施します。

令和6年6月1日 改定